

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター安全作業要領

平成3年8月1日

改正	平成5年4月1日	平成24年3月30日
	平成10年3月27日	
	平成11年3月31日	
	平成21年6月1日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター職員安全衛生管理規則（平成元年規則第1号）及び清掃事業における労働災害の防止について（昭和57年基発第499号労働省労働基準局長）等に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター職員（以下「職員」という。）の安全作業体制を確立するとともに、作業効率の向上と事故防止を図ることを目的とする。

第2章 安全作業体制

(組織)

第2条 安全作業に関する業務運営の組織は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 安全作業を確立するため、安全作業統括者を置く。安全作業統括者は、安全衛生推進者をもって充てる。
- (2) 安全作業の指導及び教育をするため、安全作業主任者を置く。安全作業主任者は、安全衛生推進補助員をもって充てる。
- (3) 共同作業の安全を図るため、作業責任者を置く。作業責任者は、センター課長があらかじめ指定する職員をもって充てる。
- (4) 安全作業の組織系統は、別表第1に定めるところとする。

第3条 職員は、作業に当たっては本要領を熟知し、遵守しなければならない。

(教育)

第4条 安全作業統括者は、新たに配属された職員に対し、本要領について教育を行わなければならない。

第3章 一般共通事項

(整理、整頓)

第5条 職員は、常に整理、整頓に心掛けるとともに、作業環境の整備に務めなければならない。

- 2 保護具、安全靴、ズック、材料、工具類は所定の場所に保管する。
- 3 通路、消化栓、消化器、非常警報器、非常バルブ、配電盤等の付近には、物を置かないこと。
- 4 作業の中断又は終了後には、必ず消毒液又は石鹼にて手洗いを励行する。

(作業条件)

第6条 作業は換気、照明、騒音、熱などに注意して行う。

- 2 作業は作業服、つなぎ服、安全靴、ズック、保護帽、マスク、手袋など作業に適したもの又は決

められたものを着用しなければならない。

- 3 作業服は、常に清潔に保つものとする。
- 4 保護帽のあご紐は、必ず締めること。
- 5 保護具の着用は、別表第2に定めるとおりとする。

(作業の記録、引継の遵守)

第7条 職員は、作業を行ったときは、記録簿に正確に記入するとともに、1直、2直の交代時に必ず引継を行うこと。

(共同作業)

第8条 共同作業を行う場合、作業責任者は各自の分担を定めるとともに、作業内容を十分に説明すること。

- 2 機器の点検作業中は、原則として主電源を「切」とし、制御室の操作員に連絡するとともに、「操作禁止」の札を掛けて行う。点検作業終了後は、操作員に結果報告を行い復旧するものとする。

(防火、防災)

第9条 職員は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づく消化計画を周知しなければならない。

- 2 消化器の位置や使用方法を熟知しておく。
- 3 喫煙は、歩行中や作業中は禁煙とし、定められた場所で行う。
- 4 ガスコンロの使用後は、必ず元栓のコックを閉めること。

(通行)

第10条 施設内外を通行するときは、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 歩行は、近道より安全通路を通る。
- (2) 自動車の通行は、すべて徐行運転とする。
- (3) ホイスト運転中は、その下を通行しない。

第4章 電気設備の作業

(電気設備一般)

第11条 電気設備の点検又は作業を行う場合は、電気主任技術者の指示のもとに、作業の方法、順序、安全を確認した上で、次の各号に定めるところによって行うものとする。

(1) 共通事項

- イ) 作業に当たっては、職員との打合せを入念に行い、合図、連絡等に誤解を生じないようにする。
- ロ) 低圧の場合でも、所定の保護具や防具を着用するとともに、所定の器具を使用する。
- ハ) 身体が濡れたり、汗で湿った状態で電気回路に触れないようにする。
- ニ) 湿潤な場所、導電性の高い物の上で作業する時は、完全な絶縁用保護具を着用する。
- ホ) 断路器の開閉は、必ず電路が無負荷であることを確認してから行う。
- ヘ) 電源スイッチを切る時には、負荷側から順次主スイッチ方向へ切る。
- ト) 機器及び電気操作盤の点検修理を行う場合は、「点検中」又は「修理中」の標札を掛ける。
- チ) 高圧電気機器の調整、清掃、試験の際、導体に触れるおそれのあるときは、必ず一旦アースしてから行う。
- リ) 感電者があった場合、直ちにスイッチを切り人工呼吸をする。

- ヌ) 作業は、原則として1か所2名以上で行うものとする。
- ル) 緊急を要する作業であっても、沈着冷静に行動する。
- オ) 各種作業にあつては、関係する開閉器、ヒューズ等の開閉状態を確認する。
- ワ) 点検前には、必ず検電器で無電圧であることを確認する。

(2) 停電作業

- イ) 回路に用いた開閉器が、作業中に操作されることがないように、施錠、通電禁止の表示、監視人の処置を講ずる。
- ロ) 回路に触れるときは、必ず自分で検電器を用いて無電圧であるかどうか確認する。また、検電器は事前にチェック済のもので、電路の電圧に応じた絶縁耐力及び検電性能を有するものを使用する。
- ハ) 高圧回路の場合は、誘導電圧や残留電荷による危険が考えられるので、確実に接地した上で作業にかかる。
- 二) 作業終了後に通電する場合は、作業職員に危険がないことを確認し、接地を取外した後とする。

(3) 活線作業及び活線近接作業

作業職員は、必ず絶縁用保護具を着用するとともに、作業中に接近する可能性のある回路には、絶縁用防具を装置する。

第5章 酸素欠乏危険等作業

(酸素欠乏危険等作業一般)

第12条 酸素欠乏危険箇所での作業にあつては、酸素欠乏作業主任者の指示のもとに、次の各号によって行うものとする。

(1) 酸素欠乏危険箇所

- イ) ごみピット、煙道、バグフィルター、脱臭装置室
- ロ) 排水処理設備の貯留槽、水槽
- ハ) 汚泥槽、中和槽で有機物の腐敗の恐れがある場合
- ニ) ごみピット排水貯留槽、機器冷却水槽

(2) 作業手順

- イ) この作業は、共同作業で行う。
- ロ) 作業主任者は、酸素濃度、硫化水素濃度、及びメタンガスの測定を行う。
- ハ) 測定結果により、下記のとおり対応する。

酸素	18%以上 (作業可) 換気装置を運転しながら作業する。 18%以下 (作業不可) 危険であるので換気装置を運転し、再度、酸素濃度を測定し 18%以上になれば、換気装置はそのまま運転し作業開始
硫化水素	10ppm 以下 (作業可) 換気装置を運転しながら作業する。 10ppm 以上 (作業不可) 酸欠対策と同様の上作業開始

メタンガス	0.25%以上（作業不可） メタンガスが検出された場合は、酸欠対策と同様の措置の上作業開始。 爆発事故の恐れがあるため特に火気に注意
-------	--

※槽内のガス濃度は、槽底に堆積した汚泥の攪拌によって時には、数千 ppm まで急激に増加する可能性があるため、測定には注意が必要である。

(3) 作業注意事項

- イ) 換気が著しく困難な場合は、空気呼吸器を使用する。
- ロ) 作業中は、各種ガスの濃度測定を連続して行う。
- ハ) 換気装置は停止しないこと。ただし、停電等でやむを得ず換気が停止した場合は、作業主任者は速やかに作業者を退避させること。
- 二) 作業者が倒れた場合、救助者は空気呼吸器、命綱を着用の上救助作業を行う。
- ホ) 作業者は、監視者を配置し、絶対に現場から離れないこと。
- ヘ) 必要に応じて照明を確保する。
- ト) 関係者以外の立入りを禁止する。
- チ) 溶接作業は、酸素を消費するので十分注意する。
- リ) 作業終了後には、人員の点呼を行うこと。

第6章 その他の作業

(高所作業)

第13条 高所（2m以上）で作業する場合には、次の各号に掲げる処置を行うものとする。

- (1) 高所作業はなるべく少なくし、地上で行うよう作業手順を工夫する。
- (2) 高所作業を行うときは、原則として安全な作業床を設ける。作業床を設けることができないときは、命綱を使用するか、墮落防止の綱を張るなどの措置を講ずるものとする。
- (3) グレーチング上での作業では、落下防止用シートを敷くとともに、落下点付近にトラロープ、安全網、標識等で立入禁止区域を設定するものとする。
- (4) 照明が悪い場合、作業灯で適当な照度を確保する。
- (5) 保護帽はきちんとかぶり、あご紐は確実に締めること。
- (6) 高血圧、貧血、低血圧、高年齢のものは、高所作業に適さないので注意すること。
- (7) 作業中は、工具、材料等を落とさないこと。
- (8) 脚立の水平角度は75度以下とし、開き止めを確実に掛けるとともに、上部は60cm以上出すようにすること。
- (9) 無理な姿勢で長時間作業しないこと。

(巻込まれ、挟まれ)

第14条 プラント内の各種回転機器、搬送コンベアー及び駆動ベルト等の点検作業においては、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 作業中に頭髮が巻込まれる危険があるので、帽子は必ず着用する。
- (2) 作業中に、袖、バンド、靴紐等は巻込まれる危険があるので服装のチェックを行う。
- (3) 手を巻込まれる危険がある場合は、手袋を使用しない。
- (4) 作業中は電源を切り「点検中」又は「作業中」の標識を取付ける。
- (5) 回転しているベルト、チェーン、歯車等には、手を触れない。

- (6) 機械の原動機、回転軸、歯車、ベルト等には、覆い、囲い等を完全に行う。
- (7) 補修点検後、機器を運転する時は、作業職員が安全な距離まで離れてから運転に入る。
(衝突、衝突され)

第15条 歩行中又は点検作業中において、構造物（鉄骨支柱、架支持材等）、ダクト、配管、弁等に衝突、衝突され防止のため、次の各号に注意しなければならない。

- (1) 通路には通行の妨げになる物を置かないこと。
- (2) 決められた通路以外へ進入する場合は、周囲の状況に十分注意する。
- (3) 作業場所が狭い所では、周囲の状況に十分に注意する。
- (4) 機械の突起部分、弁、スピンドル等は特に注意する。
- (5) 保護帽の着用を徹底する。
- (6) 運搬車両等に注意する。
(滑り、転倒)

第16条 プラットホームの清掃作業、クレーンバケットの点検整備作業、機械の突起物によるつまづき、架台等からの足の滑らせを防止するため、次の各号に注意しなければならない。

- (1) プラットホームなどに水、ごみ汁等で滑りやすい場所での歩行や作業に注意するとともに走らない。
- (2) 不安定な姿勢での作業は行わない。
- (3) 工具、部品、材料を乱雑にしたまま作業を行わない。
- (4) 危険場所、立入禁止区域には標識をつける。
- (5) 出入口や非常口近くには物を置かない。
- (6) 両手をポケットに入れて歩かない。
- (7) ごみ収集車及び作業員のごみピットへの転落防止、汚水排出整備不良車両等、危険作業の注意指導の徹底を図る。
(火傷、薬傷等)

第17条 焼却炉のマンホールや操作扉或いは炉材が欠落したケーシング表面などは火傷に注意しなければならない。また、ボイラー、排ガス処理、排水処理等で薬品を取扱う作業に当たっては、薬傷に注意しなければならない。

(無理な動作、重量物の運搬)

第18条 重量物の機器交換及び運搬作業に当たっては、次の各号の手順により行わなければならない。

- (1) 機器の交換作業
 - イ) 足場の確保をする。
 - ロ) 吊上げ器具を準備する。
 - ハ) 仮設を確保する。
- ニ) 保護具を準備する。
- ホ) 作業前に柔軟体操をする。
- (2) 重量物の運搬作業
 - イ) 通路や床面上の整備をする。
 - ロ) スリップ防止策を講じる。

ハ) 運搬物の手がかりをよくする。

ニ) 足場の確保をする。

ホ) 運搬物の重量制限をする。

ヘ) 作業前に柔軟体操をする。

(飛来、落下)

第19条 飛来、落下による事故防止のため、次の各号に注意しなければならない。

(1) 高所から物を投下しないこと。やむを得ず投下しなければならないときは、シュート等の専用設備を使用する。

(2) 高所に置かれている資材等は、振動、風又は作業物が誤って落下することがないように資材の緊結、整理整頓を十分行う。

(3) 高所で使用する工具類については、紐で身体に結びつけるなどの落下防止措置をする。

(4) 足場等の点検を徹底する。

(5) 保護帽、安全靴の着用を徹底する。

(6) 飛来、落下の恐れのある場合は、立入禁止の措置をする。

(爆発、火災)

第20条 施設へ搬入物による爆発事故を防止するため、次の各号の手順によって作業を行うものとする。

(1) 焼却過程の前部の覗き窓からの観察には特に注意する。

(2) 破砕機運転中は、むやみに点検口を開けない。破砕室に立入禁止

(3) 可燃性ガス、引火性液体容器、保温材等を確認し、除去した後に作業を行う。

(4) 作業開始前に、ガス溶接器具、ホース類の損傷、摩耗によるガス、酸素の漏洩を点検し確認する。

(5) 高所で火気を使用して作業を行う場合は、火花の落下による危険を防止するため、防災シート、火花受け等を設け作業を行う。

第7章 各機器の点検整備作業

(クレーンの点検整備作業)

第21条 クレーンの日常点検やワイヤー、ブレーキ等の取替作業を行う場合は、次の各号の手順によって行うものとする。

(1) クレーンは定められた停止場所に置く。

(2) コントローラのハンドル、各種レバー、スイッチ等を正常な停止状態の位置に置く。

(3) 連絡者を必ず配置する。

(4) 制御板に状態標示札（電源投入厳禁等）を取付ける。

(5) 原則的に主電源を遮断し、その回路の遮断器は、開閉器を2個以上開放して行う。

(6) バケットの点検整備作業には、安全な足場を確保する。

(7) 作業中ブレーキ調整等で電源投入をしなければならない場合、連絡合図を徹底する。

(詰まり除去作業)

第22条 各種ホッパー、シュート、バンカー等の詰まり除去作業をするときは、次の各号に定める要領によって行うものとする。

(1) 内線電話等により、除去作業を行うことを知らせる。

- (2) ホッパー内のごみの詰まり具合を確認する。
- (3) 炉内圧をできるかぎり低く設定する。防塵マスク、防塵眼鏡を着用する。
- (4) 投入ホッパーより除去作業を行う場合は、安全带、安全ロープ、安全ネットを使用し、支持部は堅固な箇所へ取付ける。

(内部作業)

第23条 各機器の内部作業をする場合は、次の各号に定める要領によって行うものとする。

- (1) 炉内、煙道内、ホッパーシュート内部作業
 - イ) 内部温度を確認する。
 - ロ) 換気を十分に行う。なお、換気を誘引通風機で行っている場合は、過負荷に注意する。
 - ハ) 照明を確保する。
 - ニ) 防塵マスク、防塵眼鏡等を着用する。
 - ホ) マンホール等の外に連絡者を配置する。現場を離れる時は代務者を置く。
 - ヘ) 必要に応じて足場を確保する。
 - ト) 電源は確実に遮断し、標示札（電源投入厳禁等）を取付ける。
 - チ) 吹抜け部分における上部、下部の同時作業は行わない。なお、同時に行わなければならない場合は、落下物防止の措置を講ずる。
- (2) 電気集塵機の内部作業
 - イ) 全室の電源及び補機類の電源を必ず遮断する。
 - ロ) 制御盤に接地機能のあるものは必ず接地する。
 - ハ) 制御盤にロックのあるものはロックする。
 - ニ) 制御盤に状態標示札（電源投入厳禁）を取付ける。
 - ホ) マンホールを開き各室毎の放電極を接地する。
 - ヘ) 換気を十分行う。
 - ト) 照明を確保する。
 - チ) 防塵眼鏡と防塵マスクあるいはエアラインマスクを着用する。
 - リ) マンホール等の外に必ず連絡者を配置する。
 - ヌ) 高所作業においては、必ず安全带を使用する。

(破砕機の補修作業)

第24条 破砕機の点検整備、清掃等の作業は、次の各号によって行うものとする。

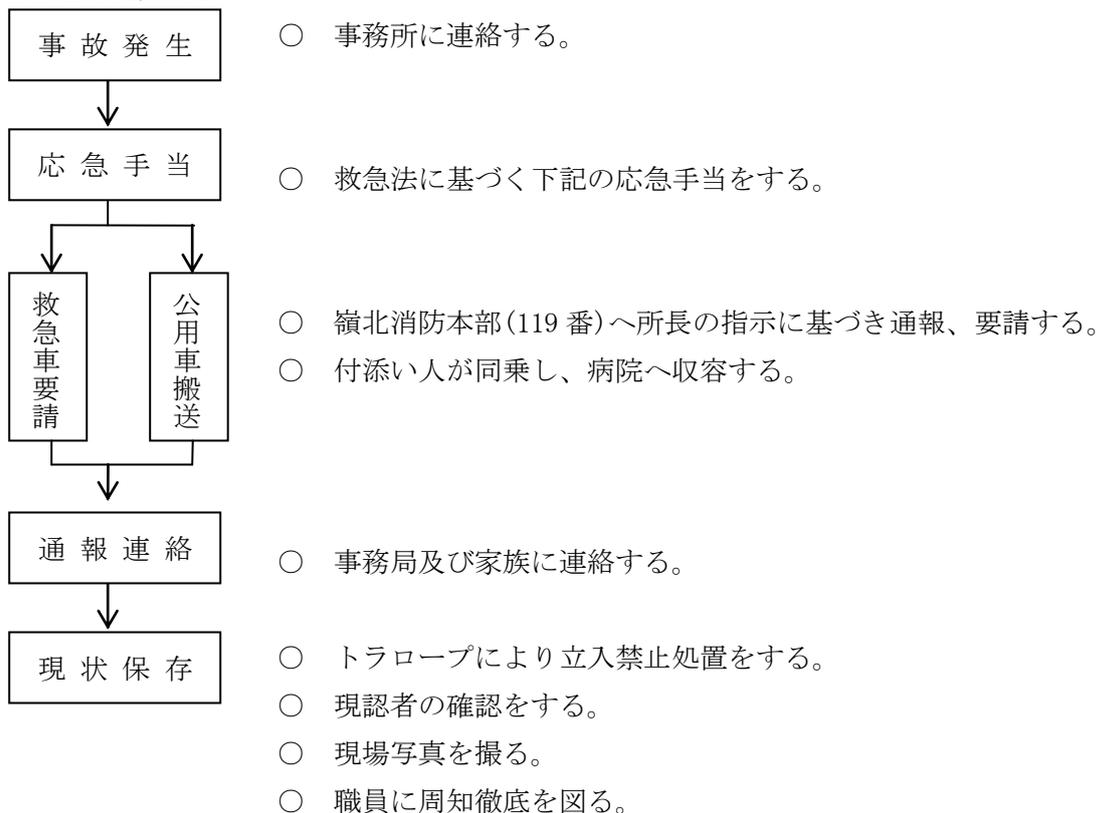
- (1) ごみ破砕機
 - イ) 電源は全て遮断し、起動できない処置を講ずる。
 - ロ) 制御盤に状態標示札（電源投入厳禁等）を取付ける。
 - ハ) 室内に入るときは、ごみ投入停止、回転停止を確認する。
 - ニ) 内部に爆発性ガスが滞留していることがあるので、換気は十分行う。
 - ホ) 作業終了後は、工具等が残っていないか確認する。
 - ヘ) 制御盤及び操作盤での停止処置を解除し、状態標示札は確実に収納する。

第8章 緊急時の処置

(人身事故の処置)

第25条 職員が作業中、誤って怪我をした場合は、次の順序で救急体制をとるものとする。

(1) 連絡処置体制



(2) 応急手当

イ) 外傷

- 傷口に手を触れることなくガーゼで押さえ、包帯をして速やかに医師の診断を受ける。
- 医師の診断を必要としない程度ときは、傷口にマーキュロ等を塗り、清潔なガーゼを当て包帯をすること。傷口が汚染されているときは、オキシフルで洗い消毒すること。

ロ) 骨折

- 全身を自然の位置にし、温かくするとともに患部を動かさないようにする。痛む箇所は水で冷す。
- 被害職員を病院に運ぶときは、骨折部を動かさないように副木を当てる。
- 骨折が背骨又は頭部であると思われるときは、絶対動かさず救急車を要請し、医師の手当てを受けること。
- 開放骨折で骨が外へ突出したり、出血が甚だしいときは、止血を行うとともに、患部に触れないで速やかに救急車を要請し、医師の手当てを受けること。

ハ) 卒倒

- 熱射、日射によって卒倒したときは、涼しい所へ寝かせ、冷水で頭部、胸部を冷やすこと。
- ショック、脳貧血によって卒倒したときは、保温に注意し頭を低くし、コーヒー等の刺激のあるものを飲ませること。
- 脳溢血により卒倒したときは、絶対に頭を下げないで安静にし、救急車を要請すること。

ニ) 火傷

- 3度以上の火傷(患部がびらん又は炭化)の場合は、傷の部分の乾いた清潔なガーゼでこすらないように押さえ、速やかに医師の診療を受ける。

- 2度以下の火傷（患部に水泡ができる）の場合は、水に浸し、ワセリンや植物油などを塗り、軽く包帯をすること。

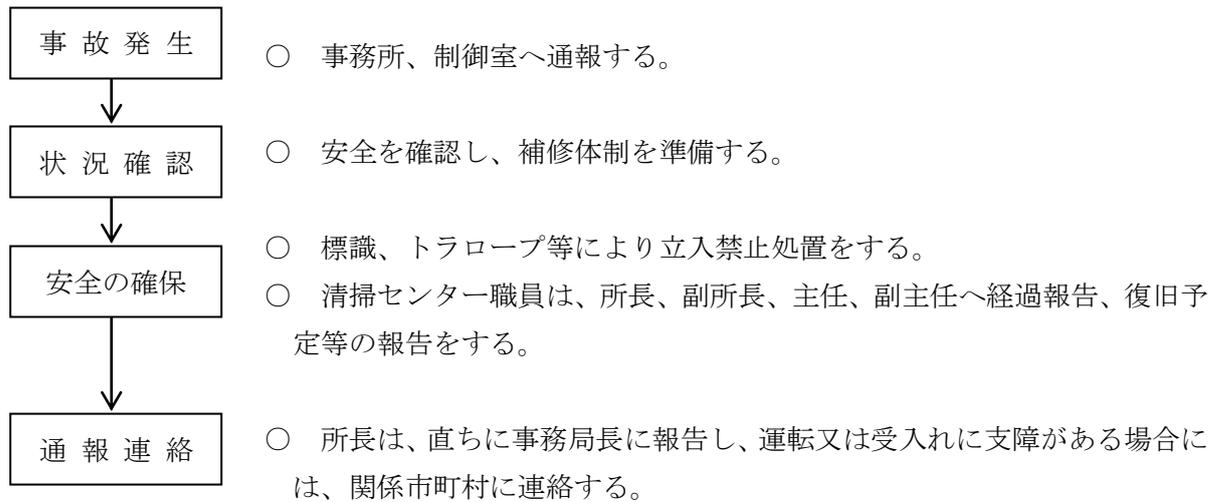
ホ) 急性ガス中毒

- ガス中毒者を救出するときは、空気呼吸器又は酸素マスクを付けた者が当たること。
- ガス中毒者は風通しの良い所に寝かせ、呼吸が停止しているときは、人工呼吸を行い救急車を要請すること。

(3) 人身事故の種類 別表第3

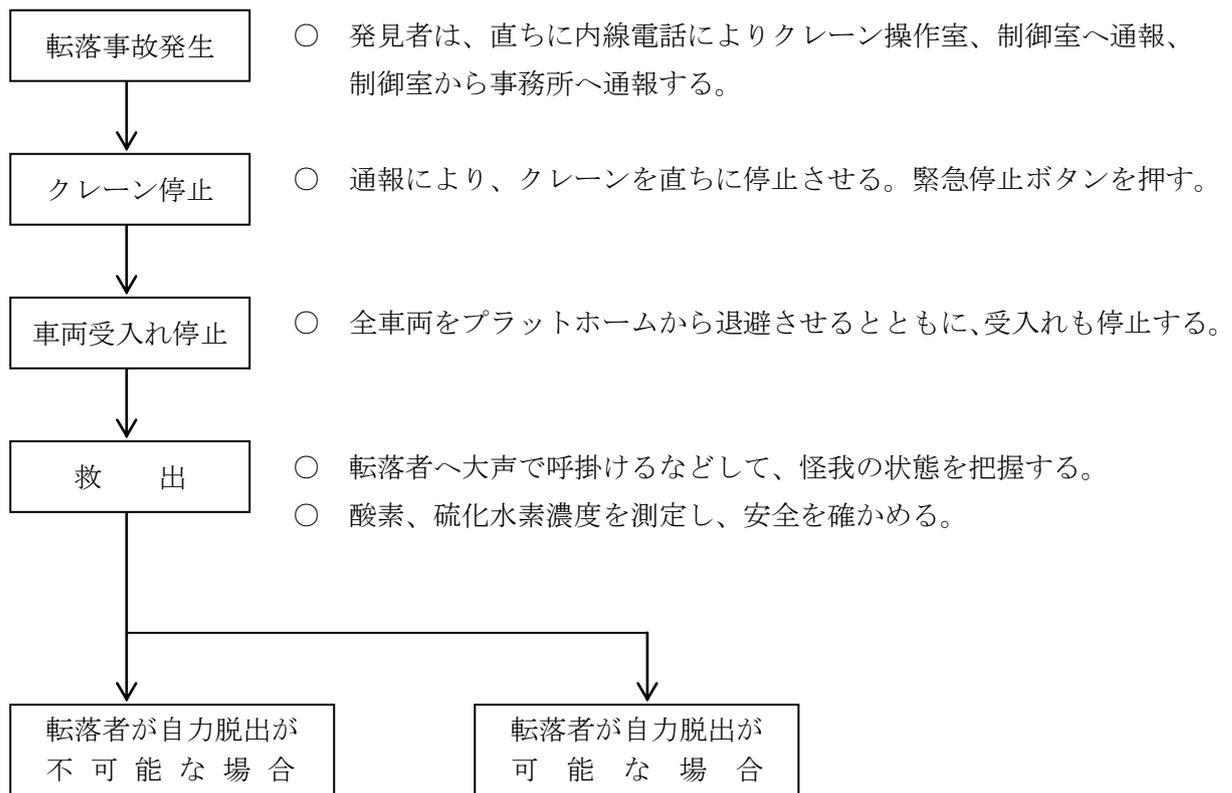
(設備事故の処置)

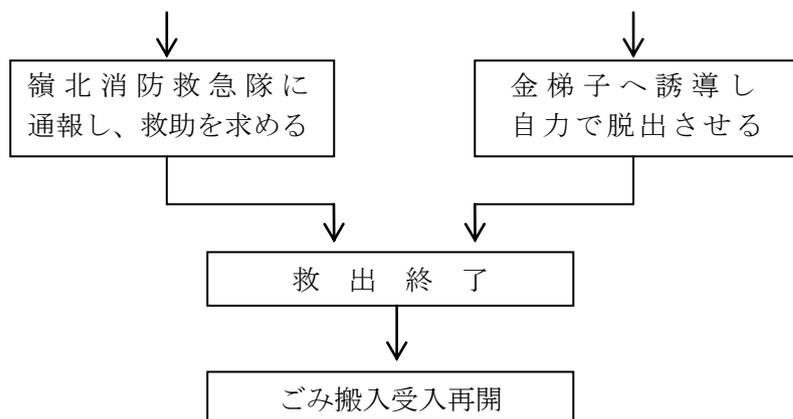
第26条 設備事故が発生した場合、次の順序で処置するものとする。



(ごみピット転落事故の処置)

第27条 ごみピットに転落事故が発生した場合は、次の順序で救出を行うものとする。





附 則

この要領は、平成3年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日)

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日)

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日)

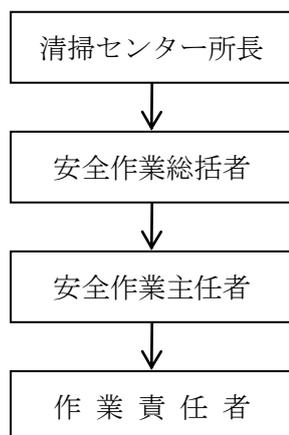
この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

清掃センター安全作業組織系統図



別表第2（第6条関係）

職 員 が 使 用 す べ き 保 護 具 一 覧

保護の部位	保護具	作 業 名
頭	保護帽	高所（飛来・落下）作業、狭所（挟まれ）作業等
	帽子	頭髪が巻込まれるおそれのある業務
眼	眼鏡	アセチレン溶接装置による金属の溶接作業等ガス集合溶接装置による金属の溶接作業等
	面	アーク溶接等の作業 有害光線、粉塵業務等
耳	耳 栓	騒音業務
呼 吸 器	防塵マスク	粉塵業務等
	防毒マスク	特定化学物質の製造、取扱作業場
	空気呼吸器	酸欠危険作業
	酸素呼吸器	酸欠場所における救急作業
	送気マスク	特定化学物質の製造、取扱作業場 酸欠危険作業
	ホースマスク	酸欠場所における救急作業
手	手 袋	アセチレン溶接装置による金属の溶接作業等 ガス集合溶接装置による金属の溶接等の作業 皮膚障害物等取扱い業務等
足	安全靴	通路の構造や作業の状況に応じる
	保護長靴	清掃作業等
全体又は部分	保護衣前掛	溶接、炉等からのふく射熱を受ける作業
転落の防止	安全帯等	混合機、粉碎機の開口部からの転落防止 高所作業 酸欠症により転落のおそれがあるとき
感 電	絶縁用保護具	高圧活線作業 低圧活線作業
そ の 他	各 種	トラックからの投入時の破碎ガラス等の飛来による危険予知未処理（ガサ物）金属飛来等の飛散防止

